

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱

（令和 7 年 3 月 2 4 日
市 長 決 裁）

（趣旨）

第 1 条 市は、環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、太陽光発電設備を設置する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金については、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和 5 4 年上尾市規則第 4 号）第 1 7 条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては同規則第 1 8 条から第 2 3 条までに定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 建物の屋根等に設置した機器により太陽光を利用し発電する設備をいう。
- (2) P P A 契約 P P A 事業者が、自ら費用を負担して太陽光発電設備を需要家の事業場（事務所、工場その他の事業場をいう。以下同じ。）の敷地内に設置し、及び維持管理を行った上で、当該設備により発電した電力を当該需要家に供給する代わりに、当該需要家が当該発電した電力量に応じて料金を当該 P P A 事業者を支払う契約方式をいう。
- (3) P P A 事業者 P P A 契約により、需要家の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力を当該需要家に供給する事業者をいう。
- (4) 需要家 P P A 契約又はリース契約により、その事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力の供給を受けて使用している法人又は事業を営む個人をいう。
- (5) リース契約 リース事業者が、自ら費用を負担して太陽光発電設備を需要家の事業場の敷地内に設置し、及び維持管理を行った上で、当該設備により発電した電力を当該需要家に供給する代わりに、当該需要家が定額の料金を当該リース事業者を支払う契約方式をいう。

- (6) リース事業者 リース契約により、需要家の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力を当該需要家に供給する事業者をいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。

ア 市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人（以下この号において「市内事業者」という。）であって、自ら費用を負担して太陽光発電設備を設置するもの

イ P P A 契約により、需要家（市内事業者であるものに限る。）の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力を当該需要家に供給する P P A 事業者

ウ リース契約により、需要家（市内事業者であるものに限る。）の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置し、及び当該設備により発電した電力を当該需要家に供給するリース事業者

- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないものであること。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は補助金の交付を受ける者若しくはその役員が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）でないこと。

- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業 前条に定める事業者が太陽光発電設備を設置する事業であって、別表に掲げる要件を満たすもの

- (2) 補助対象経費 前号の太陽光発電設備の購入及び設置に要する費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第2号に定める経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と太陽電池の出力1キロワット当たり2万5,000円に当該設備

の太陽電池の最大出力の値（キロワットを単位とし、小数点第1位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた値）を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額（その額が125万円を超えたときは、125万円）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長の定める期日までに、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が営む事業の性質上、当該各号に掲げる書類がない場合にあっては、その一部を省略することができる。

- (1) 太陽光発電設備の設置に関する工事の見積書及び見積内訳書の写し
- (2) 太陽光発電設備の仕様及び規格を確認することができる書類の写し
- (3) 太陽光発電設備の発電出力を確認することができる書類（前号に掲げる書類により確認することができる場合を除く。）

(4) 太陽光発電設備の設置に関する工事に着手する前の現況写真

(5) 当該申請をしようとする者が法人である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる書類

ア 法人の市民税に未納がないことの証明書（賦課期日以後に事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。）

イ 履歴事項全部証明書

ウ 事業証明書

(6) 当該申請をしようとする者が事業を営む個人である場合にあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア 市税に未納がないことの証明書又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度の納税証明書（賦課期日以後に本市に転入し、又は事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。）

イ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し

(7) 当該申請をしようとする者がP P A事業者又はリース事業者である場合にあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア P P A契約又はリース契約の契約書案

イ P P A 事業者又はリース事業者に補助金が交付された上で、当該補助金の額に相当する額が P P A 契約又はリース契約に係る料金の額から控除されることを証明する書類

(8) 誓約書（第 2 号様式）

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（第 3 号様式）により、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による通知を受けた日以後、速やかに当該決定に係る第 4 条第 1 号に定める事業（以下「補助事業」という。）に係る契約を締結し、当該補助事業に着手しなければならない。

（計画変更等の承認）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金変更等承認申請書（第 4 号様式）に上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承認の可否を決定し、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金変更等承認（不承認）通知書（第 5 号様式）により、その結果を当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日以後、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日までに、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金実績報告書（第 6 号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業者が営む事業の性質上、当該各号に掲げる書類がな

い場合にあっては、その一部を省略することができる。

- (1) 上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し
- (2) 太陽光発電設備の設置等に係る契約書及び領収書の写し
- (3) 太陽光発電設備の設置状況を確認することができる写真
- (4) 電力会社と締結した電力受給契約書の写し
- (5) 当該補助事業者が P P A 事業者又はリース事業者である場合にあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア P P A 契約又はリース契約の契約書の写し

イ 補助金の額に相当する額が P P A 契約又はリース契約に係る料金の額から控除されていることを確認することができる書類

- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の補助事業が完了した日は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) P P A 事業者又はリース事業者 補助事業に係る太陽光発電設備の設置に関する工事が完了した日
- (2) 前号に掲げる事業者以外の事業者 補助事業に係る太陽光発電設備の設置に関する工事が完了し、及び当該補助事業に係る第 4 条第 2 号に定める経費を支出した日

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告があったときは、その内容を審査した上で、補助金の額を確定し、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金確定通知書（第 7 号様式）により、その結果を当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 2 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付請求書（第 8 号様式）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした補助事業者に補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限期間)

第 1 3 条 規則第 2 1 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却

資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（関係書類の保管）

第14条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業の要件

- 1 太陽光発電設備が未使用のものであり、自作したものでないこと。
- 2 太陽光発電設備の太陽電池モジュールに関し、その性能及び品質について一般財団法人電気安全環境研究所から認証を受けているもの又は当該認証を受けたものと同等以上の性能及び品質を有し、その保証、サポート等が製造事業者等により確保されているものであること。
- 3 太陽光発電設備の設置に関する工事が補助金の交付の決定を受けた日の属する年度内に完了するものであること。
- 4 防災、環境保全、景観保全等の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じたときは、これらの観点を踏まえて適切な対策を講ずるよう努めること。
- 5 太陽光発電設備の設置に当たり、別に定めるガイドラインを遵守すること。
- 6 太陽光発電設備により発電した電力の消費量を当該発電した電力量の50パーセント以上とすること。
- 7 PPA契約の場合にあっては、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものであること。
 - (1) PPA事業者が補助金が交付された上で、当該補助金の額に相当する額がPPA契約に係る料金の額から控除されること。

- (2) 補助金の額に相当する額が P P A 契約に係る料金の額から控除されていること。
- (3) 太陽光発電設備を第 1 3 条に定める期間の満了まで継続的に使用するため必要な措置等が講じていることについて、証明することができる書類を具備すること。

8 リース契約の場合にあっては、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- (1) リース事業者に補助金が交付された上で、当該補助金の額に相当する額がリース契約に係る料金の額から控除されること。
- (2) 補助金の額に相当する額がリース契約に係る料金の額から控除されていること。
- (3) 太陽光発電設備を第 1 3 条に定める期間の満了まで継続的に使用するため必要な措置等が講じていることについて、証明することができる書類を具備すること。
- (4) リース契約の期間が第 1 3 条に定める期間よりも短い場合にあっては、再リース（リース契約に係る物件を再度借り受けることをいう。）等により、太陽光発電設備を当該期間の満了まで継続的に使用することを担保すること。

第1号様式（第6条関係）

（第1面）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

（申請者）

所在地

名称

代表者

電話番号 ()

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第6条第1項の規定により、
添付書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 申請者の情報

担当者名				
所属				
連絡先	電話番号		メール	

3 需要家の情報（PPA事業者又はリース事業者の場合のみ記載）

名称				
所在地				
担当者名				
所属				
連絡先	電話番号		メール	

(第2面)

4 事業概要

設置場所				
設置方法	☐ 自己所有	☐ P P A	☐ リース	
設置工事予定期間	着工 完了	年 年	月 月	日 日
設置等に係る費用	円（税込み）			
発電出力 ※	k W			

※太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値を比べて低い方の数値（小数点第1位未満切り捨て）を記載すること。

5 添付書類

<共通>

- 1 太陽光発電設備の設置に関する工事の見積書及び見積内訳書の写し
- 2 太陽光発電設備の仕様及び規格を確認することができる書類の写し
- 3 太陽光発電設備の発電出力を確認することができる書類
※2に掲げる書類により確認することができる場合を除く。
- 4 太陽光発電設備の設置に関する工事に着手する前の現況写真

5【法人の場合】次に掲げる書類

- (1) 法人の市民税に未納がないことの証明書

※賦課期日以後に事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。

- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (3) 事業証明書

6【個人事業主の場合】次に掲げる書類

- (1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し
- (2) 市税に未納がないことの証明書又は交付申請年度の前年度の納税証明書

※賦課期日以後に本市に転入し、又は事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。

7 誓約書（第2号様式）

<P P A事業者又はリース事業者の場合>

- 8 P P A契約又はリース契約の契約書案
- 9 P P A事業者又はリース事業者に補助金が交付された上で、当該補助金の額に相当する額がP P A契約又はリース契約に係る料金の額から控除されることを証明する書類

第2号様式（第6条関係）

誓 約 書

（暴力団排除に関する誓約事項）

当事業者は、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（上尾市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所 在 地：

事 業 者 名：

代表者職・氏名：

第3号様式（第7条関係）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長 印

年 月 日付けで申請のあった上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金については、審査の結果、下記のとおり決定したので、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第7条の規定より通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額 _____ 円

2 不交付決定

理 由	
-----	--

第 4 号様式（第 9 条関係）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

（申請者）

所 在 地
名 称
代 表 者
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請の区分	☐ 変更 ☐ 中止
変更（中止）する内容	
変更（中止）する理由	

添付書類：上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し

第5号様式（第9条関係）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金変更等承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長 印

年 月 日付けで申請のあった上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金に係る変更（中止）について、審査の結果、下記のとおり決定したので、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請内容
☐変更 ☐中止

- 2 審査結果
(1) 承認
ア 交付決定額

変更（中止）前	円
変更（中止）後	円

- イ 変更（中止）内容

変更（中止）前	
変更（中止）後	

- (2) 不承認

理 由	
-----	--

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

（第 1 面）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

（申請者）

所 在 地

名 称

代 表 者

電話番号 ()

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、添付書類を添えて下記のとおり報告します。

1 事業概要

補助年度	年度		
補助金交付決定日	年 月 日	補助金交付決定番号	第 号
交付決定額	円	※交付決定通知又は変更等承認通知に記載の数値	
設置場所			
設置等に係る費用	円（税込み）		
設置工事期間	着手日	年 月 日	
	完了日	年 月 日	
発電出力	太陽光パネル	k W	
	パワーコンディショナー	k W	

(第2面)

2 添付書類

<共通>

- 1 上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し
- 2 太陽光発電設備の設置等に係る契約書及び領収書の写し
- 3 太陽光発電設備の設置状況を確認することができる写真
※太陽電池モジュール1枚及びパワーコンディショナー1枚
- 4 電力会社と締結した電力受給契約書の写し

<PPA事業者又はリース事業者の場合>

- 5 PPA契約又はリース契約の契約書の写し
- 6 補助金の額に相当する額がPPA契約又はリース契約に係る料金の額から控除されていることを確認することができる書類

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出された上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金実績報告書（第 6 号様式）に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 _____ 円

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

(請求者)

所 在 地
名 称
代 表 者
電話番号 ()

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額（交付確定額） _____ 円

2 振込先口座

金融機関	銀 行 信用金庫 農業協同組合 信用組合	本 店 支 店 支 所 出張所							
預金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他 ()	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

ゆうちょ銀行	記号						番号							
フリガナ														
口座名義人														

添付書類

上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金確定通知書の写し